

女川原子力発電所／東通原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請
(東北原電運第39号, 40号 平成31年3月1日)について

令和元年5月7日
東北電力株式会社

目次

1. 今回の女川／東通原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について
2. 保安規定変更認可申請した箇所 【女川／東通】第4条(保安に関する組織)
3. 保安規定変更認可申請した箇所 【女川／東通】第5条(保安に関する職務)

1. 今回の女川／東通原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について

(1) 組織整備に伴う変更【女川／東通】

組織整備に伴い、以下の関連する保安規定条文の変更を行う。

(女川:変更する条文)

- 第4条(保安に関する組織)
- 第5条(保安に関する職務)
- 第17条(地震・火災等発生時の対応)
- 第17条の2(電源機能等喪失時の体制の整備)
- 第18条(水質管理)
- 第24条(ほう酸水注入系)
- 第33条(原子炉冷却材中のよう素131濃度)
- 第51条(非常用ガス処理系)
- 第58条(中央制御室非常用換気空調系)
- 第82条(燃料の検査)
- 第89条(放射性液体廃棄物の管理)
- 第90条(放射性気体廃棄物の管理)
- 第91条(放出管理用計測器の管理)
- 第102条(外部放射線に係る線量当量率等の測定)
- 第103条(放射線計測器類の管理)
- 第109条(原子力防災組織)
- 第110条(原子力防災組織の要員)
- 第110条の2(緊急作業従事者の選定)
- 第111条(原子力防災資機材の整備)
- 第112条(通報経路)
- 第113条(緊急時演習)

(東通:変更する条文)

- 第4条(保安に関する組織)
- 第5条(保安に関する職務)
- 第7条(原子炉施設保安運営委員会)
- 第17条(地震・火災等発生時の対応)
- 第17条の2(電源機能等喪失時の体制の整備)
- 第107条(原子力防災組織)
- 第108条(原子力防災組織の要員)
- 第108条の2(緊急作業従事者の選定)
- 第109条(原子力防災資機材の整備)
- 第110条(通報経路)
- 第111条(緊急時演習)

(2) 記載の適正化【女川／東通】

組織整備に伴い変更する条文のうち、第5条(保安に関する職務)の記載について、女川原子力発電所と東通原子力発電所の記載の整合を図る。

2. 保安規定変更認可申請した箇所【女川／東通】第4条(保安に関する組織)

組織整備に伴い、第4条(保安に関する組織)の変更を行う。

組織整備に伴う体制比較

		現行	組織整備後
女川原子力発電所	所長	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証部長 — 品質保証総括課長 — 検査課長 総務部長 — 総務課長 — 警備課長 技術統括部長 — 技術課長 — 計画管理課長 環境・燃料部長 — 環境・化学課長 (統合) — 放射線管理課長 (統合) — 輸送・固体廃棄物管理課長 — 原子燃料課長 保全部長 — 保全計画課長 — 工程管理課長 — 電気課長 — 計測制御課長 — 原子炉課長 — タービン課長 — 共用設備課長 (廃止) — 大規模改良課長 (廃止) 土木建築部長 — 土木課長 — 建築課長 発電部長 — 発電管理課長 	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証部長 — 品質保証総括課長 — 検査課長 総務部長 — 総務課長 — 警備課長 技術統括部長 — 技術課長 — 計画管理課長 — 防災課長 (新設) — 放射線管理課長 環境・燃料部長 — 輸送・固体廃棄物管理課長 — 原子燃料課長 保全部長 — 保全計画課長 — 工程管理課長 — 電気課長 — 計測制御課長 — 原子炉課長 — タービン課長 土木建築部長 — 土木課長 — 建築課長 発電部長 — 発電管理課長
	東通原子力発電所	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 総務課長 警備課長 技術課長 放射線管理課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 発電管理課長 	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 総務課長 警備課長 技術課長 — 防災課長 (新設) 放射線管理課長 電気保修課長 機械保修課長 土木建築課長 発電管理課長

- 【女川】**
- ①「防災課長」の新設
 - ②「環境・化学課長」および「放射線管理課長」を統合
 - ③「共用設備課長」および「大規模改良課長」の廃止

- 【東通】**
- ①「防災課長」の新設

3. 保安規定変更認可申請した箇所 【女川／東通】第5条(保安に関する職務)

①「防災課長」の新設に伴い、第5条(保安に関する職務)の変更を行う。【女川／東通】

	現行	組織整備後
総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・供給者の選定 ・<u>初期消火活動のための体制の整備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・供給者の選定
防災課長	未設置	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>初期消火活動のための体制の整備</u> ・<u>緊急時の措置の総括</u>
技術課長	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設の保安管理の総括 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設の保安管理の総括

現行は「原子炉施設の保安管理の総括」に含めて技術課長が「緊急時の措置の総括」を行っているが、組織整備後は防災課長が行う。

上記第5条(保安に関する職務)の変更を踏まえ、関連する保安規定条文の主語の変更を行う。

女川	東通	タイトル	変更内容(主語の変更)	
第17条	第17条	地震・火災等発生時の対応	「総務課長」→「防災課長」	
第17条の2	第17条の2	電源機能等喪失時の体制の整備	「技術課長」→「防災課長」	
第109条	第107条	緊急時の措置	原子力防災組織	〃
第110条	第108条		原子力防災組織の要員	〃
第110条の2	第108条の2		緊急作業従事者の選定	〃
第111条	第109条		原子力防災資機材の整備	〃
第112条	第110条		通報経路	〃
第113条	第111条		緊急時演習	〃

3. 保安規定変更認可申請した箇所 【女川／東通】第5条(保安に関する職務)

②「放射線管理課長」および「環境・化学課長」の統合に伴い、第5条(保安に関する職務)の変更を行う。【女川】

	現行	組織整備後
放射線管理課長	・放射線管理	・放射線管理 ・ <u>化学管理</u> ・ <u>放射性廃棄物(液体・気体)の管理</u> ・ <u>環境放射線モニタリング</u>
環境・化学課長	・ <u>化学管理</u> ・ <u>放射性廃棄物(液体・気体)の管理</u> ・ <u>環境放射線モニタリング</u>	—

上記第5条(保安に関する職務)の変更を踏まえ、関連する保安規定条文の主語の変更を行う。

女川	タイトル	変更内容(主語の変更)
第18条	水質管理	「環境・化学課長」→「放射線管理課長」
第24条	ほう酸水注入系	〃
第33条	原子炉冷却材中のよう素131濃度	〃
第51条	非常用ガス処理系	〃
第58条	中央制御室非常用換気空調系	〃
第82条	燃料の検査	〃
第89条	放射性液体廃棄物の管理	〃
第90条	放射性気体廃棄物の管理	〃
第91条	放出管理用計測器の管理	〃
第102条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	〃
第103条	放射線計測器類の管理	〃

3. 保安規定変更認可申請した箇所【女川／東通】第5条(保安に関する職務)

- ③「共用設備課長」および「大規模改良課長」の廃止に伴い、第5条(保安に関する職務)の変更を行う。【女川】
また、女川原子力発電所と東通原子力発電所の記載の整合を図る。

	現行	組織整備後
原子炉課長	・原子炉施設のうち原子炉設備の保守	・原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備)の保守
タービン課長	・原子炉施設のうちタービン設備の保守	・原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備を除く)の保守
共用設備課長	・原子炉施設のうち共用設備の保守	削除
大規模改良課長	・原子炉施設の大規模改良工事	削除

上記第5条(保安に関する職務)の変更に関連する、保安規定条文の変更は無い。

なお、「共用設備課長」の業務は「計測制御課長」および「タービン課長」に移管される。
「大規模改良課長」の職務である「大規模改良工事」とは、女川原子力発電所1号機のシュラウド交換に係わる業務であり、女川原子力発電所1号機の廃止(平成30年12月21日電気事業法に基づく発電事業変更届出書を経済産業大臣宛てに提出)に伴い廃止する。